

屋外広告業登録制度の解説

1 趣旨

景観法の制定を受けて屋外広告物法が改正(平成16年12月17日施行)され、屋外広告業の登録制度が創設されました。

静岡県においても、屋外広告物条例を改正(平成17年3月25日公布、同年10月1日施行)し、屋外広告業の登録制度を導入しました。

2 目的

違反広告物をなくし、良好な景観を実現するためには、個別の違反広告物対策に加えて、常習的に違反を繰り返す業者を取り締まることが効果的と考えられます。

不適格な業者を排除して、優良な業者の育成を図り、良好な景観の形成に寄与する広告物が設置される体制を構築するため、従来の届出制度に代えて、登録制度を導入することとしました。

3 登録制度の内容

(1) 屋外広告業とは(屋外広告物法第2条第2項)

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいいます。

- 広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。
- 元請け、下請けの別を問いません。
- 上記のような工事を請け負わない広告代理業、単に看板の印刷・製作を行うだけで現実に屋外広告物の表示を行わない看板製作業等は該当しません。

(2) 登録の義務(条例第22条)

屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。

- 無登録営業は、罰則の対象となります。
- 登録の有効期間は5年間で、有効期間の満了前に更新の登録が必要です。

(3) 登録の申請(条例第22条の2)

登録を受けるためには、申請手続が必要です。

- 申請手続については、「4 登録申請手続」を参照してください。

(4) 屋外広告業者登録簿(条例第22条の3、第22条の6)

屋外広告業者は登録簿に登載し、インターネット等で公表します。

- 登録内容、登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録します。
- 登録が済みましたら、申請者に「屋外広告業者登録証」をお送りします。
- 登録簿は一般の閲覧可能とし、インターネット(県ホームページ)で公表します。

(5) 登録の拒否(条例第 22 条の 4)

登録申請者が次に該当する場合や申請内容に虚偽がある場合等は、登録を拒否します。

- 本県の登録を取り消され、その処分があった日から 2 年を経過しない者
- 屋外広告業者で法人であるものが本県の登録を取り消された場合において、その処分があった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分があった日から 2 年を経過しないもの
- 本県から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 申請者の法定代理人が前記のいずれかに該当するもの
- 法人でその役員のうちに、登録拒否の要件に該当する者があるもの
- 専任の業務主任者を選任していない者

(6) 業務主任者(条例第 24 条)

ア 登録業者は、営業所ごとに次のうちから専任の業務主任者を選任します。

- 屋外広告士(=大臣登録した試験機関が行う試験の合格者)
- 屋外広告物講習会(本県開催又は他県・政令市・中核市開催のもの)修了者
- 技能士(広告美術仕上げ)、職業訓練指導員又は職業訓練課程修了者(いずれも広告美術科)

イ 業務主任者は、次の業務を総括します。

- 法令の規定の遵守に関すること。
- 工事の適正な施工その他安全の確保に関すること。
- 帳簿の記載に関すること。
- その他業務の適正な実施の確保に関すること。

(7) 登録業者の義務(条例第 22 条の 5、第 22 条の 7、第 24 条の 2、第 24 条の 3)

ア 営業所ごとに、所定の標識を掲示します。

- 標識には、氏名・名称・商号、代表者氏名、登録番号・登録年月日、営業所名、業務主任者の氏名を記載します。
- 標識の規格は、A 3 横型です。

イ 営業所ごとに所定事項を記載した帳簿を備え、保存します。

- 記載する事項は次のとおりです。
 - ・発注者の氏名又は名称及び住所
 - ・広告物等の設置の場所
 - ・広告物の名称又は種類及び数量
 - ・表示又は設置の年月日
- 上記の必要事項が記載されていれば、既存の台帳等で代えることができます。
- 広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成します。
- 帳簿は、各事業年度の末日で閉鎖し、閉鎖後 5 年間は営業所ごとに保存します。

ウ 登録事項に変更があったときは、30日以内に変更の届出が必要です。

○変更の届出が必要な登録事項は、次のとおりです。

- ・氏名又は名称及び住所、(法人の場合)代表者の氏名
- ・営業所の名称及び所在地
- ・(法人の場合)役員の名
- ・(未成年者の場合)法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合は、その名称及び住所並びにその役員の名)
- ・専任の業務主任者の氏名及びその担当する営業所の名称

エ 廃業の場合は、30日以内廃業等の届出が必要です。

○届出は次の方が行ってください。

- ・死亡した場合…その相続人
- ・法人が合併により消滅した場合…その法人を代表する役員であった者
- ・法人が破産手続開始の決定により解散した場合…その破産管財人
- ・法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合…その清算人
- ・本県への登録が必要な区域において屋外広告業を廃止した場合…屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

(8) 県による監督処分など(条例第25条～第25条の4)

ア 次に該当する場合は、登録取り消し又は6か月以内の営業停止処分がされることがあります。

- 不正の手段により登録を受けたとき。
- 登録拒否の要件に該当することとなったとき。
- 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

イ 処分を行った場合は監督処分簿に登載し、インターネット等で公表します。

- 監督処分簿に、登録番号、氏名・名称・商号、住所、処分の年月日・内容・理由に登載します。
- 処分簿も一般の閲覧可能とし、インターネット(県ホームページ)で公表します。

ウ 営業について、必要な報告を求め、営業所に立ち入って帳簿等の検査を行い、又は関係人に質問することがあります。

(9) 罰則(条例第32条、第34条、第35条及び第37条)

登録制度に関する違反行為には、次のとおり罰則が科せられます。

違反行為	罰則の内容
登録を受けないで屋外広告業を営んだ者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
不正の手段により登録を受けた者	
営業停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者	
登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
業務主任者を選任しなかった者	
県が求めた報告や立ち入り検査を拒んだり、妨げる等の行為を行った者	20万円以下の罰金
廃業の届出を怠った者	5万円以下の過料
標識を掲示しなかった者	
帳簿を備えなかったり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった者	

(10) 登録申請手数料(静岡県手数料徴収条例)

登録申請手数料は、10,000円です。

○登録申請書に、上記金額の県収入証紙を貼付してください。

(11) 静岡市及び浜松市の屋外広告物条例に基づく手続との関係について

両市で屋外広告業を営む場合は、各市の条例に基づき屋外広告業の登録をしますが、両市ともに、県の登録業者であることを届け出れば、市の登録業者とみなす取扱いをしています。

県への登録後、両市で屋外広告業を営む場合は、別途、各市へ届出をしてください。

また、各市への届出後に、届出事項を変更する場合(県への登録を更新する場合を含む)は、変更が生じた日から60日以内に各市へ変更届を提出してください。

4 登録申請手続

(1) 申請書の提出先

本店又は営業所(複数の営業所がある場合は、いずれか1つの営業所)の所在地を管轄する県土木事務所の都市計画課へ提出してください。

なお、県内に営業所等がない場合は、任意にいずれかの土木事務所へ提出してください。

土木事務所名	担当する地域	電話	住 所
下田土木事務所	下田市、賀茂郡	0558-24-2110	〒415-0016 下田市中531-1
熱海土木事務所	熱海市、伊東市	0557-82-9185	〒413-0016 熱海市水口町13-15
沼津土木事務所	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡	055-920-2221	〒410-0055 沼津市高島本町1-3
富士土木事務所	富士宮市、富士市	0545-65-2243	〒416-0906 富士市本市場441-1
静岡土木事務所	静岡市	054-286-9335	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20
島田土木事務所	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡	0547-37-4181	〒427-0019 島田市道悦5丁目7-1
袋井土木事務所	磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市、周智郡	0538-42-3292	〒437-0042 袋井市山名町2-1
浜松土木事務所	浜松市、湖西市	053-458-7276	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1

(2) 提出書類

No.	書類名称	申請者の区分			
		個人	個人 (未成年)	法人	
1	登録申請書(様式第 17 号)※1	○	○	○	
2	誓約書(様式第 18 号)	○	○	○	
3	【個人の場合】 住民票の抄本(コピー可)※2	申請者本人	○※2	○※2	—
		法定代理人	—	△※2	—
4	【法人の場合】 登記事項証明書(コピー可)※3	申請者本人	—	—	○※3
		法定代理人	—	△※3	—
5	業務主任者の資格を証する書面 (いずれかの書面のコピー ※4) ・ 屋外広告士登録証 ・ 屋外広告物講習会修了証書 ・ 技能検定合格証書(広告美術仕上げ) ・ 職業訓練指導員免許証(広告美術科) ・ 職業訓練課程(広告美術科)の修了証	○	○	○	

※1 捨て印は不要です。別紙がある場合は、割印又は袋とじをお願いします。

また、申請書中の電話番号については、登録簿へ掲載をしています。掲載を希望しない場合は、申請時にその旨をお伝えください。

※2 申請日の前 3 か月以内に発行されたものをお願いします。ただし、県内に住民登録されている方は、住民票の抄本(コピー可)の添付は不要です。(住民基本台帳により確認します。)

※3 申請日の前 3 か月以内に発行されたものをお願いします。

※4 2 部ともコピーでお願いします。原本証明は不要です。

(3) 申請手数料

- ・ 申請書表面の余白に静岡県収入証紙(10,000 円分)を貼付してください。
- ・ 県収入証紙は、県庁、県総合庁舎、市町の庁舎等の販売所にてお求めください。

(4) 提出部数

- ・ 申請書は正本 1 部、副本(コピー) 1 部を提出してください。
- ・ 添付書類は各 2 部(うち 1 部はコピーで可、業務主任者の資格を証する書面は 2 部ともコピー)を提出してください。

(5) 注意事項

- ・ 法人の登録申請は、法人単位で行います。営業所単位の登録はできません。

